

新宿区教育委員会会議録

平成十七年第二回定例会

平成十七年二月四日
新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会

《平成十七年第二回定例会》

日時 平成十七年二月四日（金）
場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長
委員
教育長

木島富士雄
櫻井美紀子
熊谷洋一
金子良江

説明のため出席した者

次長
中央図書館長
教育政策課長
教育指導課長
学校教育課長
教育環境整備課長
生涯学習振興課長
生涯学習財団担当課長

今野隆
鹿島一雄
吉田悦朗
木下川肇
濱田幸二
木村純一
赤羽子
小野寺孝次

書記

教育政策課管理係長
教育政策課管理係主査
教育政策課管理係

久澄聰志
伊丹昌広
岩崎鉄次郎

《 議 事 日 程 》

議 案

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第一 | 議案第三号 | 「教育行政の推進にあたって」について |
| 日程第二 | 議案第四号 | 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第三 | 議案第五号 | 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第四 | 議案第六号 | 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第五 | 議案第七号 | 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（制定） |
| 日程第六 | 議案第八号 | 新宿区個人情報保護条例（全部改正） |
| 日程第七 | 議案第九号 | 新宿区立歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第八 | 議案第十号 | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件 |
| 日程第九 | 議案第十一号 | 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに対する決定について |
| 日程第十 | 議案第十二号 | 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に関する異議申立てに対する決定について |
| 日程第十一 | 議案第十三号 | 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第六号）について |
| 日程第十二 | 議案第十四号 | 平成十七年度新宿区一般会計予算について |

報 告

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 一 | 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画について（教育政策課長） |
| 二 | 新宿区立小学校学校選択制度による補欠の繰り上げについて（学校運営課長） |
| 三 | 学校給食調理業務委託業者の選定結果について（学校運営課長） |
| 四 | 平成十七年度区立幼稚園児の応募状況並びに学級編制について（学校運営課長） |
| 五 | 新宿区幼保連携・一元化の進捗状況について（学校運営課長） |
| 六 | 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について（教育環境整備課長） |
| 七 | 新宿区社会教育委員の会議の提言（中間のまとめ）について（生涯学習振興課長） |
| 八 | 目白大学図書館と新宿区立図書館の相互協力について（中央図書館長） |
| 九 | その他 |

木島委員長

それでは、ただいまから平成十七年新宿区教育委員会第二回定例会を開会いたします。
本日の会議には、内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。
本日の会議録の署名者は櫻井委員にお願いいたします。

議 案

議案第三号 「教育行政の推進にあたって」について

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第三号 「教育行政の推進にあたって」について」を議題といたします。

では、議案第三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第三号 教育行政の推進にあたって」について御説明いたします。

この教育行政の推進にあたってにつきましては、十一月から三回にわたって協議をしてまいりました。その結果、委員の皆さん方から御意見をいただき、それを反映したものが本日お示ししたものでございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

それから、一月七日に御指摘がありました点について、どういうふうに改正したか若干説明させていただきます。

当時、特に「子ども」と「児童・生徒」また「幼児」も含めてですけれども、それについての使い分けがちょっとあいまいではないかというふうな御指摘がございました。

そこで、「子ども」につきましては、区民であるすべての幼児から中学校生徒までのという意味での「子ども」というふうな使い方、「児童・生徒」「幼児」につきましては、区立学校また幼稚園に通う子供について、区立学校といえども、教育活動の対象というような意味で「児童・生徒」「幼児」を使うというふうに考えてございます。

それから、それ以外につきましては、若干の文章整理がされております。

ちょっと御説明したいと思っておりますけれども、基本方針の一をごらんいただきたいと思っております。例えば、ここの(一)二行目のところ「国際理解教育などを推進し、子どもをはじめ」というふうに書きました。ここは前は「児童・生徒」というような言い方をしておりました。

それから（三）のところ、ここも文章を若干構成をわかりやすくいたしまして、「子どもたちが、自然や生命を尊重する心、人を思いやる心、正義や公正を重んじる心、ボランティア精神などを育み、豊かな人間性と社会のモラル」というふうな形で書かせていただいております。

それから、基本方針三の（四）、ここにつきましても「学校が相互に」という前に、前は「地域の中の学校」というような言い方をしておりましたけれども、それは削除いたしまして、「学校が相互に」というような書き方にさせていただいております。

それから「地域特性を生かした」ということで、ここを追加させていただいて、整理させていただきました。

前回からの改正事項は、以上のとおりでございます。

本日、ここで御決定いただきまして、学校の方の教育課程に反映するというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

今、教育政策課長もおっしゃったように、三回にわたりみんなで検討・議論してきたわけですから、これでいいと思います。

熊谷委員、よろしゅうございますか。

はい、大変わかりやすくなっていると思います。

ほかに、特に御質問、御意見がなければ、「議案第三号 教育行政の推進にあたって」についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第三号は、原案のとおり決定いたしました。

木島委員長
櫻井委員

木島委員長
熊谷委員
木島委員長

木島委員長

議案
議案第四号

新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

木島委員長

次に、「日程第二 議案第四号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第二 議案第四号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案の概要のナンバーとありますが、それに基づいて御説明いたします。

新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例。

概要、区長、教育長等の給料の減額を継続する必要があるため、次のとおり条例を改正する。

改正内容でございます。

条例の失効期日を次のとおり改める。附則の第二項でございまして、平成十七年三月三十一日を平成十八年三月三十一日とするものでございます。

参考でございますが、教育長の本来の給料月額が八十一万二千元、五％減額いたしまして、七十七万一千円とするものでございます。施行日は公布の日でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは当分、減額で教育長にがまんをしていただくということの内容ですが、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

よろしくお願いいたします。

議案第四号は、原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

木島委員長

議案

議案第五号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について

木島委員長

教育政策課長

次に、「日程第三 議案第五号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第五号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第三 議案第五号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

これもまず議案の概要により御説明いたします。

新宿区組織条例の一部改正及び財務会計・文書管理等システムの導入に伴い職員の定数を改める必要があるため、次のとおり条例を改正するものでございます。

改正内容は、区長の事務部局の職員二千四百二名から二千三百八十九、議会の事務局の職員十五人から十五人、教育委員会の事務部局の職員百七十二から百七十二、(四)教育委員会の所管に属する学校の職員につきましては、 が学校の事務部局の職員が二

百八十四人から二百五十人、幼稚園の教諭等につきまして、百一人から百二人、（五）選挙管理委員会事務局の所員十人から十人、（六）監査委員の事務局の職員が十人から十人、合計が二千九百九十四人から二千九百四十八人というものでございます。

これにつきまして、若干、教育委員会の部分につきまして細かく説明させていただきたいと思っております。横になっております資料がお手元にあると思っておりますけれども、新旧対照表でございます。これは改正案と現行ということでございます。

ここの職員の定数第二条、この三番のところに教育委員会の事務局の職員が七十二人、四番、教育委員会の所管に属する学校の職員、学校の事務局の職員が二百五十人、幼稚園の教諭等が百二人ということでございます。

裏をごらんいただきたいと思っております。ちょっと綴じ方が見にくいかと思っておりますが、これは定数条例改正案でございます。ここの三段目から五段目までが教育委員会の関係でございます。

条例定数がAとありますが、これは七十二、二百八十二、百一と、それから十六年度の人事定数が百六十六、二百七十七、九十七、十七年度の人事定数が百六十一、二百三十四、九十八とございます、それぞれマイナス五、マイナス四十三、プラス一というふうになっております。この数字に基づきまして、減員の見込み、これは加員の措置というのは、人事定数よりか多く配置するものがございまして、右から四番目のところに減員見込みというものがございまして。

ここに百六十九、二百四十四、九十八というふうになってございます。この数字に基づきまして、若干余裕を持たせて定数が決まってくるというものでございます。

一枚めくっていただきまして、またページ二というふうに... ..、申しわけございません、今のところがコピーされていなかったということでもありますので、ちょっと今コピーして持ってまいりますけれども、これにつきまして、条例定数と人事定数また減員の見込みということ、その数値をもちまして、定数条例が改正されるというものでございます。

失礼しました、ちょっとコピーの仕方を間違えたようですので、ただいま正しいものをおつくりいたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

下に二というふうなのはございませんか、教育委員会事務局 五というふうになっている、ございますか。では、申しわけございません。それで説明させていただきます、先に。

この下に二ページというふうに書いてございます。ここに教育委員会事務局が五とそれから学校事務部局が四十三、幼稚園の教諭等が一というふうになってございます。これに基づきまして、説明させていただきます。

でございます、教育委員会事務局五の財務会計・文書管理等システムの導入による定数減で、マイナス二でございます。これは学校運営課及び中央図書館の職員定数をそれぞれ一つ減ずるものでございます。

でございます。再任用職員の活用等による定数減でございます。これは中央図書館で事務三となっております。これは非常勤職員を活用するというところで、正規職員、常勤の職員の定数を三減らすというものでございます。それで合計がマイナス五ということでございます。

学校の事務部局でございます。再任用職員の活用等による定数増減でございます。四十三でございます。ここは統廃合、それから退職の不補充、それから職務の異動等によりまして定数増減をするものでございます。

まず、学校統廃合による定数減が二、これは中学校四校が二校になるものでございまして、学校の中学校に配置しております事務職員、区費の事務職員につきまして、それぞれ二名減ずるものでございます。

それから、学校給食調理の委託化または再任用化によりまして、十五に減ずるものでございます。それから、調理職員退職不補充ということによってマイナス二ということになります。

それから、調理の配置基準による定数整理で、これは定数の整理でございましたが、これはプラス四になってございます。学校統廃合による定数減、これは用務職でございまして、これもマイナス四ということになります。それから、警備職員の退職不補充による定数減でマイナス一でございます。それから、警備職員の学校統廃合による定数減でマイナス二でございます。これは四校が二校になったということに伴うものでございます。

それから、学童擁護の委託化による定数減でマイナス二十一でございます。この学童擁護職につきましては、これまでシルバー人材センターの方に委託している学校が一部ございましたが、来年度からは全校委託するというふうな形になってございまして、現在の学童擁護職員につきましては、来年度から用務職へ職務の異動ということになるものでございます。これは人事定数が二十一ございましたので、そのまま減ずるものでございます。

幼稚園の教諭等プラスでございます。これにつきましては、幼保一元化に伴う定数増の一でございます。これは愛実、中町、幼保連携のところにプラスするものでございます。

施行日が平成十七年の四月一日でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。ちょっと資料がばらばらになりまして申しわけございませんでした。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

よくわからないんですけれども、こちらの概要の方では教育委員会の事務部局の百七十二人が百七十二人、変わっていないのが五人減るということなんですか。

これにつきましては、先ほどちょっと御説明いたしましたように、実際的人员からある程度余裕を持って定数条例の数を決めるということでございます。実際には、一ページのところですけれども、下に一と書いてあるところでございますが、教育委員会事務局が条例定数、最初の枠のところは条例定数百七十二とございます。それで、四番目のところに十七年度の人事定数百六十一とございます。それから、もう少し右の方に行きまして、右から四番目のところに百六十九という数字がございます。これは四月一日現在の減員の見込みということでございまして、それを考慮いたしまして、定数条例を百七十二とするものでございます。

途中でどういうふうな状況が生じるかということも含めまして、安全率を見て百七十二という定数条例と。ですので、条例の定数とそれから人事の定数とは若干違ってくるというふうな、そういう意味でございまして、それで、この横の資料を説明しないとわかりにくいかなと思っております。

だから、その一というのがなかったの、今配付された中に入っているの、今の数値が出たということです。

ちょっとわかりにくかったかと思えます。申しわけございません。

ほかに御質問のある方はおいでになりますか。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長
櫻井委員

教育政策課長

木島委員長

教育政策課長
木島委員長

木島委員長

それでは、議案第五号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第六号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

木島委員長

次に、「日程第四 議案第六号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第六号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第四 議案第六号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

概要に基づいて御説明いたします。

新宿区立図書館の利用者の利便を図るため開館時間を延長いたします。これに伴いまして、変則勤務手当を新設するものでございます。

また、平成十年度から十五年度までの給与の改定率等にあわせ、手当の額を改定するものがございましたので、次のとおり条例を改正するものでございます。

なお、新宿区立図書館のうち中央図書館と四谷図書館を除く七つの地区館と、それから中央図書館の視聴覚室について、今回新たに一時間延長するというものでございます。改正内容でございます。

変則勤務手当（一）新宿区立図書館に勤務する職員が、正規の勤務時間の終期が午後七時十五分となる勤務に従事したとき。手当の新設でございまして、従事した日、一日につき三百四十円でございます。

（二）中央図書館または四谷図書館に勤務する職員が、正規の勤務時間の終期が午後八時十五分となる勤務に従事したとき。これは手当の額の改定でございまして、従事した日一日につき九百円から八百九十円とするものでございます。

これにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、平成十年度に支給額の改定がございました。それ以降ずっと改定がなかったわけですが、その間、職員給与が改定されまして、その改定率が九八・八七%でございまして、九百円にそれを掛けまして八百九十円ということにしたものでございます。

施行日は平成十七年四月一日でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。
どなたか御質問、よろしいでしょうか。
特に御意見、御質問がなければ、「議案第六号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第六号は、原案のとおり決定いたしました。

議案
議案第七号

新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（制定）

木島委員長

次に、「日程第五 議案第七号 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（制定）」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。
それでは、「日程第五 議案第七号 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（制定）」について御説明いたします。
これも概要により御説明いたします。
地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の任用、給与等の状況や、また特別区人事委員会の業務の状況の情報を住民に公表し、区の人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため、この条例を制定するものでございます。
制定内容でございますが、（一）任命権者、この任命権者といいますのは、区長または教育委員会も任命権者になっております。任命権者は毎年、区長に対し、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
（二）区長は、（一）の報告及び人事委員会の業務の状況の報告を受けたときは、（一）の報告の概要及び人事委員会の業務の状況の報告を公表しなければならないというものでございます。
これは公表の方法でございますけれども、今考えられておりますのは、新宿区広報に掲載するとか、それから閲覧場を設ける、またインターネットを利用して閲覧に供する方法等が考えられているところでございます。
提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。
よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長
櫻井委員
教育政策課長
木島委員長
教育政策課長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。
今までは、この条例は制定されて、なかったということですか。
そのとおりでございます。
そうすると、これは給与も公表されるんですか。ここに書いてあるとおり。
給与につきましては、広報紙におきまして年に一度、給与の状況ということで現在も
公表しているところでございます。

木島委員長

どなたか御質問は。
これは、新たにこういう形で公表する方法をとるということですね。
ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第七号 新宿区人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例（制定）」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第七号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第八号 新宿区個人情報保護条例（全部改正）

木島委員長
教育政策課長

次に、「日程第六 議案第八号 新宿区個人情報保護条例（全部改正）を議題といた
します。

では、議案第八号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第六 議案第八号 新宿区個人情報保護条例（全部改正）」につ
いて御説明いたします。

これにつきましては概要がございますが、その概要の前の改正骨子を用意させていた
だいております。それに基づいて御説明いたします。

若干背景につきまして御説明いたしますけれども、近年情報化がかなり進んできてお
ります。それでこういう公の行政におきまして、コンピューターそれからネットワー
クを利用して大量の個人情報が処理されているということがございます。こういった個
人情報の取り扱いについては、これからますます拡大していくという状況にあると考
えております。

そこで、個人情報の保護のあり方をしっかりと議論して、だれもが安心してこういう
高度情報社会の利益と申しますか、その便利さを享受するための制度的基盤として個人
情報保護の基本理念を定めるということで、国の方で個人情報保護法が制定されたと
ころでございます。

これにつきましては、平成十五年五月に成立して公布されたというところでございます。

そうした中で、地方公共団体の基本的な事項がございまして、地方公共団体の保有する個人情報の保護につきましては、その保護の対策につきましては、この個人情報保護法の趣旨を踏まえて、新宿区の場合は既に条例化されておりますけれども、所要の見直しを行うというようなことが求められたところでございます。

それから、対象機関のあり方とか、自己情報の開示、訂正、利用停止等の本人関与の仕組みの充実とか、それから適切な苦情処理等々について規定するというふうに定められてございます。

そこで、今回、主な改正の内容でございますけれども、一つが外部委託及び指定管理者による管理代行に際しての個人情報保護でございます。特に、来年度から指定管理者制度が実際に教育委員会が所管するところでも管理代行をするということになりますので、そういったところで個人情報保護をしっかりとやるということでございます。

それから、二番目が救済措置の規定を整備するというものでございまして、これは法律に基づきまして、不服申立てはできるところでございますが、それ以上に苦情処理というものをきちんと定めるというものでございます。

それから、次には罰則でございます。

正当な理由がない個人情報の外部提供に対しまして、地方公務員法では秘密を守る義務がございまして、それの中にも違反にかかる罰則がございまして、それに加えて、今回の条例において罰則を設けるというものでございます。

これは平成十七年四月一日から施行するというふうになっております。

それでは、改正の骨子についてによりまして御説明いたします。

最初に第一章、二章とございます。一枚、二枚めくっていただきまして、改正項目、目的でございます。

第一条の最後のところに、区民の基本的な人権を擁護することを目的とすると書かれてございます。

それから第二条に実施機関は区長、教育委員会というふうになっております。

それから、受託業者等の責務でございます。

先ほどお話ししたように委託業者、それから指定管理者につきまして、個人情報の保護に係る区民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならないとございます。

それから、二項におきましても、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に利用してはならないというものでございます。

一枚めくっていただきまして、四ページでございます。

第二章、個人情報業務登録簿の作成及び公表でございます。

個人情報に係る業務を新たに開始したときは、個人情報業務登録簿を作成して、公表しなければならないというものでございます。その事項につきましては（一）から（六）でございます。業務の名称、業務の目的等でございます。

それから、その下の外部提供でございます。

第十六条、実施機関、教育委員会は外部提供をしてはならないというものでございますが、二項におきまして、一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、外部提供することができるというふうに定められてございます。ここには、本人の同意があるとき、または本人に提供するとき等がここに書かれてございます。

次のページをお願いいたします。

第十七条、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求でございます。

実施機関は、前条第二項、これは外部提供できるところの項目でございます。その際には、保有個人情報の提供を受ける者に対しまして、利用の目的とか方法とか、そういったものについて制限をかけて漏えいの防止と個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるということを求められているものでございます。

第三章の開示請求権でございます。

二十二条、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるというものでございます。

二項におきましては、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人にかわって、前項の規定による開示の請求をすることができるというものでございます。ここでは、未成年者についても今回本人情報の開示請求ができるというようなことでございます。

この成年被後見人と申しますのは、判断能力の不十分な方々に対して、法的に保護するというようなことでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

六ページでございます。

第四章、雑則の関係でございます。

ここに苦情処理というものがございまして、第三十九条、実施機関は個人情報の取り

扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。それから、事業者における個人情報の取り扱いに関する苦情の適切化と迅速な処理に努めなければならないというものでございます。

それから一枚めくっていただきまして、ここに罰則の関係で、罰則に関係した言葉の定義がございます。個人情報、保有個人情報、個人情報ファイルというものがございませぬ。これを一枚めくっていただきまして、第五章、八ページでございませぬが、罰則第四十四条でございませぬ。

ここにつきましては、実施機関の職員または職員であった者、それから受託業務従事者、それから指定管理従事者、そういう者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役または百万円以下の罰金に処するというものでございませぬ。

二項につきましては、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を提供したときは、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金というものでございませぬ。

第四十五条につきましては、業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的に提供し、または盗用したときは、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処するというものでございませぬして、四十六条、四十七条、四十八条ということで、それぞれ罰金それから懲役等の規定がされております。

なお、四十八条につきましては、これは法人に対しましても、この罰金刑を科するというふうな規定でございませぬ。

それから、申しわけございませぬ。この概要の方をちょっとごらんいただきたいんですけども、概要の一番最後、例の八号議案といつもの枠がかかっているものでございませぬ。

議案書の二つ目のところに、これの一番最後をちょっとごらんいただきたいと思うんですけども、申しわけございませぬ、いろいろ資料が多くて。

この(六)でございませぬ。今回の条例に関連していまして、関係する条例の整備をする改正も行うという予定でございませぬ。

が情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものでございませぬ。審査会が行う求め、調査等は拒んではならないこととした。

それから、不服申立人に意見陳述を聞く機会を与えるということ。

それから、秘密を漏らした委員には一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処することにしたというようなものが盛り込まれて、一部改正を予定しているものでございませぬ。

ます。

情報公開条例の一部改正でございます。

ここに指定管理者の責務を定めるものでございます。

また、公開決定等の期限の特例も定める。

でございます。これは区民ギャラリー条例、区外学習施設条例の一部も改正する予定でございます。

これは、個人情報保護条例におきまして、指定管理者の責務を規定するということとなりますので、それぞれの条例から削除をするというようなことでございます。

それから、施行日でございますけれども平成十七年四月一日、ただし、罰則の規定につきましては、平成十七年十月一日でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。これは個人情報の保護というのは、今まで決まっていたけれども、ここで全部整理して整えるということですね。

新宿区におきましては、個人情報保護条例についてかなり前から制定してございます。それに基づいて運用してきているわけでございますけれども、今回、先ほど背景で申しましたように、さらに個人情報保護を徹底するというところで、個人情報保護法が、国の法律ができましたので、その趣旨にあわせまして、改定するというものでございます。

さらに委託業者というものが入ってきましたもんね。ということなんです、よろしいでしょうか。何かほかに。

よろしいですか。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第八号 新宿区個人情報保護条例（全部改正）」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第八号は、原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

教育政策課長

木島委員長

木島委員長

議案
議案第九号

新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第七 議案第九号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正

教育政策課長

する規則」を議題といたします。

では、議案第九号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第七 議案第九号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして御説明いたします。

まず概要により御説明いたします。

第九号議案、新宿区立新宿歴史博物館の利用者の利便を図るため、開館時間を変更する必要があるので、次のとおり施行規則を改正するものでございます。

改正内容でございますが、開館時間を三十分繰り下げ、午前九時から午後五時までだったところを午前九時三十分から午後五時三十分までとするものでございます。

これはちょっと新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

ここに、左側に改正、右側に現行とございます。これまでは九時から五時ということでしたが、九時三十分から午後五時三十分というふうにするものでございます。

施行日は、平成十七年四月一日でございます。

提案理由、新宿区立新宿歴史博物館の開館時間を変更するためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは特によろしいですか。

櫻井委員

一番大きな理由は何なんでしょう。

生涯学習振興課長

博物館を管理運営しております生涯学習財団では、平成十四年から財団のあり方について検討をしております。昨年十月にあり方検討報告を出しております。この委員会でも報告させていただいているところでございます。

この中で、博物館の事業は、国ゆかりのある文化財を保護・保存する役割が大きく、収益事業には必ずしもなじまないけれども、施設コストを回収するため、利用者の増加に結びつく事業の展開の必要性を述べておりまして、時間帯による利用方法をその後も検討してまいりました。

また、平成十五年十月の親しまれる博物を考える会の提言にも示されておりますように、博物館利用者の参加体験志向が高まってきておりまして、それに対応して、博物館を見せる場から参加、体験する場へ変貌しつつあるというふうに述べていて、多様化する来館者のニーズを日常の接触の中で把握し、博物館の運営に反映させることが求められているというふうにしております。

こうした状況のもとで、直ちに実行できる利用効率や利用時間の工夫を行い、少しで

教育政策課長

も来館者が利用しやすい状況をつくって、区民の利便性の向上を図るというものでございます。

今、大体どういう理念というか考え方で、今回こういう改正があったということでございますけれども、実際には本来、勤め人の方とか、それから歴史博物館の会議室等を使っている方が、その終わった後に見られるようにということで、時間的にはもう少し六時、七時というふうなことも考えたわけでございますけれども、ただ小学生とか中学生の子供たちの利用も考えているところで、あまり始まりをおそくして、それこそ十一時、十二時からにしますと、なかなか授業等で利用し切れないということで、その辺のところもかんがみて九時半から五時半というふうにしたところでございます。

木島委員長

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第九号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第九号は、原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

木島委員長

次に、「日程第八 議案第十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題といたします。

では、議案第十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第八 議案第十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」について御説明いたします。

この内容につきましては、特別区人事厚生事務組合の事務所の位置を変更するという規約改正が予定されております。

その件につきましては、教育長に臨時代理を指示していただきたいというものでございます。

指示する事務でございますが、今申しましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十二条の規定に基づきまして、特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約（案）に関する新宿区議会からの意見聴取に対し、平成十七年新宿区教育委員会議案第十号により議決した意見と同一の回答とすること。

ただし、意見聴取の内容が同議案第十号の内容と同一である場合に限るというものにつきまして、臨時に代理を行うことを指示していただきたいものでございます。

これの三枚目のところに、規約の案がございます。

縦になっておりますけれども、特別区人事及び厚生事務組合理約の一部を次のように変更する。

第四条中、現在、「九段北一丁目一番四号」を「東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号」に改めるというもので、平成十七年六月一日から施行するものでございます。

これにつきましては、若干ちょっと込み入ったものがございますので、説明させていただきます。

この人事厚生事務組合理約改正につきましては、二十三区特別区の協議により定めるというものでございます。その二十三区の協議に当たりましては、各区議会の議決を得て行うというふうになっているものでございます。

そこで、この位置の変更につきまして、人事厚生事務組合の管理者から区長に対して議会にそういったことを提出してくださいという依頼がございました。それに基づいて議案を区議会に送付するわけですが、それが今二月十八日を予定しております。

そこで、区議会の中で議決をするに至るわけですが、その前に教育委員会の意見を聞くというような規定がございます。

そういったところで、日程の都合で臨時代理を指示していただきたいというものでございます。

こうやって、ちょっと図式にしてもなかなかちょっとわからなかったんですが、この人事厚生事務組合の規約の改正については、二十三区が全体で人事厚生事務組合を構成しておりますので、二十三区の協議が必要ということになります。その協議するためには、それぞれの区議会の議決が必要ということになっております。

そこで区議会で議決するためには当然議案を提出しなければなりませんので、それについては二月十八日を予定しておりますけれども、この区議会で議決をするに当たりましては、教育委員会の意見を聞くという必要がございますので、あらかじめ意見をここで聞きますけれども、二月十八日に議案送付ですので、それ以降ですと、ちょっと日程の都合で定例教育委員会を開けないということで、臨時代理を指示していただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

特別区のいわゆる組合事務所だから、各区議会の議決が必要だという、その手続につ

いてはわかったんですけれども、なぜこれが位置を変えるかという、それをもしその理由がおわかりになれば。

教育政策課長

申しわけございません。これ実は現在の特別区人事厚生事務組合につきましては、区政会館、先ほど申し上げました九段北のところに区政会館というものがございます。そこに事務所が位置しているわけでございますけれども、今回、建物を新たに新築いたしまして、自治会館というものを今建設しております。それで、六月にオープンをするということになっております。

これは、先ほど言ったように飯田橋三丁目の五番というところに今建設して、そこに特別区人事厚生事務組合が入るというものでございます。なお、人事厚生事務組合、教育委員会との関係でございますけれども、幼稚園教諭につきまして、その幼稚園教諭の身分の取り扱いにつきましては、共同処理をしているというところでございます。

以上でございます。

櫻井委員

そうしますと、今この委員会では、その場所を動かすことに対する議決ではなくて、それを教育長に臨時代理を指示する件、二つ決をとるわけですか。

教育政策課長

まず教育委員会の意見を聞くためには、あらかじめ議会に議案が送付された以降でない、本来意見を聞くことができないわけでございますけれども、先ほど言ったようにちょっと定例教育委員会を開催する予定がございませんので、教育長がこれについて決定をするという臨時代理をお願いしたいというものでございます。

櫻井委員

そうすると、その場所を動かすのに賛成、反対というのは関係ないんですか。それもここで決める。

教育政策課長

場所を動かすのに賛成、反対ではない、こういうふうな事務所の位置を変えるという規約に対して賛成、反対をするということは、教育委員会の意見として賛成であれば賛成、反対であれば反対というふうになりますけれども。

櫻井委員

では、二つあるわけですね。それも含めて。それと教育長に臨時代理をお願いすると、そういう賛否ですね。

木島委員長

結局、昔の日本医大の飯田橋病院の跡に建てる自治会館ですか、あそこに区政会館から移していいかということが一つですね。それで、いいとなればそれを教育長に委託していいかということですね。ということでございますが、よろしいでしょうか。

櫻井委員

移すのいやだというわけにはいかないですか。

木島委員長

それでもいいんですけれども。

熊谷先生いかがですか。よろしいですか。何か一言。

熊谷委員

せっかくですから、参考までにお聞きしたいんですけども、移設については全く私異議ないんですが、この特別区というか区としては予算とか人事とか、そういう形で何らかの協力なり交流をしていると、こういうふうに理解していいですか。人材ある程度あれしているとか。そういうあれではないんですか。単なるさっき言った人事に対する幼稚園ですか幼保、その辺がどういう形になっているか、ちょっと、もしおわかりになれば。

教育政策課長

一応、現在あります区政会館でございますけれども、この特別区人事厚生事務組合等がございます。そこにはやはり二十三区それぞれが負担金を出して、それで運営しているところがございます。当然職員につきましても、それぞれの区から何名かが派遣している場合もございます。

熊谷委員

はい、わかりました。

木島委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第十号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十一号 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに対する決定について

木島委員長

次に、「日程第九 議案第十一号 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに関する決定」についてを議題といたします。

金子教育長

「日程第九 議案第十一号 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、及び「日程第十 議案第十二号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、これは争訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての注意を不当に害するおそれがあるので、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

また、「日程第十一 議案第十三号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第六号）について」及び「日程第十二 議案第十四号 平成十七年度新宿区一般会計予算について」は、平成十七年第一回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正円滑な区政執行を確保する観点から非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

木島委員長

さらに、「報告一 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画について」も当初予算と密接に関連があり、意思形成の過程にある案件の報告であり、同様に非公開による報告をお願いしたいと存じます。

ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第九 議案第十一号 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、「日程第十 議案第十二号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、「日程第十一 議案第十三号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第六号）について」、「日程第十二 議案第十四号 平成十七年度新宿区一般会計予算について」を非公開により審議すること、及び「報告一 第四次実施計画及び第二次行財政改革について」を非公開により報告を受けることに御異議はございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

それでは、「日程第九 議案第十一号 公文書部分公開決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、「日程第十 議案第十二号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に関する異議申立てに対する決定について」、「日程第十一 議案第十三号 平成十六年度新宿区一般会計補正予算（第六号）について」及び、「日程第十二 議案第十四号 平成十七年度新宿区一般会計予算について」を非公開により審議いたします。

また、「報告一 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画について」も非公開により報告を受けます。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

（非公開で行う議決があったため別途議事録を調整する）

休
再

憩
開

午後四時三十三分休憩
午後四時 四十分再開

報 告

- | | | |
|----|---|------------------------------|
| 報告 | 二 | 新宿区立小学校選択制度による補欠の繰り上げについて |
| 報告 | 三 | 学校給食調理業務委託業者の選定結果について |
| 報告 | 四 | 平成十七年度区立幼稚園児の応募状況並びに学級編制について |
| 報告 | 五 | 新宿区幼保連携・一元化の進捗状況について |

報告	六	第五次・学校適正配置計画の進捗状況について
報告	七	新宿区社会教育委員の会議の提言（中間のまとめ）について
報告	八	目白大学図書館と新宿区立図書館の相互協力について

木島委員長

学校運営課長

それでは、報告二から報告八について、一括して説明を受け、質疑を行います。事務局の方から説明をお願いいたします。

まず報告の二でございます。

平成十七年度の小学校の補欠の繰上げ状況でございますが、下記のとおりということで、十月十二日に一斉の抽せんをさせていただき、その三校が抽せんの対象になってございます。

それで、一月二十五日、この日を基準日として一月末までに繰上げの状況を判断するというものでございます。

それで、補欠の登録者がそこに記載のとおりでございますして、受け入れの上限数から、この基準日の差、それを差し引いた分が今回の繰上げの数ということで、市谷が二、早稲田が十一、余丁町は残念ながらゼロといった状態になってございます。

次の報告の三でございます。

報告の三につきましては、学校給食の民間委託の十七年度に向けての選定結果ということでございます。

選定の方法については、昨年と同様、ただ単なる入札ではなく、その質を確保する意味でもプロポーザル方式ということで書いてございます。また、選定の基準、それから委託の条件につきましても、前年と同様の考え方でございます。

裏面でございますけれども、プロポーザルによる選定の経過でございますが、十一月二十九日に指名業者選定委員会への付議から実際に報告まで一月二十七日までかかってございますけれども、その間一次審査で書類審査で十七社から七社に絞っております。その後、一月八日の日に七社を呼びましてヒアリングをさせていただき、面接をさせていただいております。

その中で、二社を委託業者として決定してございます。

最終残りました業者が、その三でございますが、フジ産業株式会社と株式会社藤江でございます。持ち分についてはフジの方が牛込第一中学校、それから藤江が早稲田小学校ということでございます。

ちなみにフジ産業は、現在二校委託している既存の業者でございます。藤江について

は、新宿区では初めての業者になってございます。

あと、資料をつけてございますけれども、この資料一が選定の名簿でございます。これも基本的には前年と同じような考え方です。資料二でございますが、これが業者の方に出した質問内容、整理ナンバー六の三番のドライシステム、ウエットシステム上での工夫、それと整理のナンバー八のところの、今回は盛りつけ等が牛一中でございますので、そここのところが新たな項目として質問を追加してございます。それ以外は変わってございません。

資料の三につきましては、最終決定になりまして、二社についての会社の概要を記載させていただいてございます。

報告の四でございます。報告四につきましては、もう一枚めくっていただきまして、応募状況の方から説明をさせていただきます。

一月十四日現在ということで、これは学級編制の最終の決定の時期でございます。

三歳のところでございますが、応募人員が二百九十五名、それで定員超過が七十四ということで、予定数が二百十六ということで、倍率については一・三三ということになってございます。

これは、特徴のあったところについては、市谷幼稚園が三十九名の応募がございましたが、九名途中で辞退されまして、倍率が一倍台になったというところがその特徴でございます。また、西新宿幼稚園については、定員をまだ満たす状況にはなっていないというところが特徴になってございます。

それから、四歳のところでございますが、四歳のところの進級の園児数については、百八十三名ということで、これは十一月十一日の一斉募集のときに比べますと七名の減、それから応募人員については、二百八十一名ということで、これが五名のプラス、それから予定の園児数でございますが、四百五十三ということで十三名の減になってございます。

特に、その真ん中あたりでございますが、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園については、最低学級基準十二を下回ってございますが、この二園については、幼保の一元化園ということで方針を決定してございますので、園としては成立するという形になってございます。

それから、落合第一幼稚園と落合第六幼稚園が十二名を下回っている状態で休学級に相なっているところでございます。

それから、五歳のところでございますが、五歳の進級園児は五百二十七名、四名の増。

それから応募人員が六ということで、これは三名の増。それから予定の園児数ですが、五百三十一名ということで五名の増という状態になってございます。

一つ戻っていただきまして、それを受けまして、十七年度の学級編制でございますが、三歳のところにつきましては二百十六名という形になってございます。これはまだ先ほど申しましたように、西新宿幼稚園の定員よりも五名まだ来ていないという状況がございます。昨年同時期と比べますと、十二名の増になってございます。この理由は、定員を十六を十七にしたのが理由でございます。

それから、四歳のところでございますが、七百五十名の定員に対して四百五十三名ということで、充足率が六〇・四%ということで、昨年と比べて三十二名の減ということで、率にしますと四・三%減になってございます。

五歳のところでございますが、七百五十人に対して五百三十一人ということで七〇・八%、前年の同時期よりも三十一名増で、率にしますと九・一%ふえてございます。

三から五歳までの合計数字でいきますと、一千七百二十一の定員について一千二百名ということで、充足率が六九・七%、前年と比べますと十一名増ということで、率にしまして二・四%の増になってございます。

それから、報告の五でございます。

報告の五につきましては、幼保の連携ということで愛日・中町の事業がございますが、そのうち愛日幼稚園の事業の拡充ということで、今回は報告をさせていただきます。

主に預かり保育と給食の関係でございます。

預かり保育でございますが、目的については、そこがございますように、幼児の心身の健全な発達を図るということと、子育て支援を目的にしております。対象については、希望する在園児ということで、これは就労の要を問いません。定員として四、五歳児で各三十名ということでマックスが六十名でございます。

実施日については、月曜から金曜までということで、祝日、年末年始は除きます。また長期の休業中、夏休み等においても実施するというところでございます。

実施時間につきましては、各学期によりまして、学期では午後二時から五時まで、長期休業中については、朝の午前九時から五時までということでございまして、利用については一時間単位でできるようにしてございます。

実施の体制でございますが、新たに預かり保育の担当者を配置して園長・主任・クラス担任と連携のもとで実施をしたいと考えてございます。

おやつでございますが、午後の二時以降、二時間以上の預かり保育を希望される方に

ついて、おやつを提供したいといふふうに考えてございます。

開始の時期でございますが、十七年の九月から連携はスタートでございます。預かり保育については、先ほど申しましたように、担当者を四月の当初から入れますので、九月から対応がとれるようにしたいというふうに思っておりますが、体育館の耐震の工事が入ったりしますので、その間の子供さんの異動等を考えまして、これは保護者の御判断のもとに段階的な対応をとっていただくように配慮したいというふうに考えてございます。

また、おやつにつきましては、保育園の調理室で対応するというところでございますので、給食の実施と同じ時期を考えてございます。

その他については、いろいろと預かりの時間帯においても交流についての検討を現在させていただいているところでございます。

給食については、目的はその二つ記載のとおりでございます。対象につきましても、希望する園児ということで、指導上の観点から、これについては全員で給食をとる日を設けたいというふうに考えてございます。

これについては、保護者もかなり希望として全員給食の日の御要望がございます。この回数やいつやるかについては別途保護者とも検討させていただいて、決めていきたいというふうに考えてございます。

実施日についても預かり保育と同様の考え方でございます。実施体制については、保育園の調理室で保育園児と同じ献立のものを出すという予定でございます。事業開始につきましても、十八年の一月以降ということで、保育園の調理室を改修工事した後に対応するというところでございますので、その時期になってまいります。その前の段階におきましては、九月から十二月の間につきましても、親子で一定の試食会的なものを実施させていただいて、園で給食はどのようなものが出るのかということで体験をしていただければありがたいというふうに考えております。

下でございますが、こういったものについての保護者の負担でございます。

預かり保育や給食とともに、幼稚園の場合には新たな拡充事業ということでございますので、現在の幼稚園の保育料以外に別途預かり保育料等をいただきたいというふうに考えてございます。これについては、第二回の定例会に条例の改正を提案したいというふうに考えてございます。

保育料等の算出の考え方でございますが、所要経費や区の類似事業、また先行でやっている他区の例を参考にして検討しているところでございます。預かり保育につきまし

教育環境整備課長

ては、人件費や光熱費、共済費、そういったものの必要経費をもとに時間単価を出させていただいて、二時間以上の利用者についておやつ等と、その中に加算した形で算出をしたいというふうに考えてございます。

また、給食のところについても保育所の賄い材料費を参考にして算出をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

私の方から報告の六、第五次・学校適正配置計画の進捗状況について御報告をします。平成十七年度四月の新校開校、西早稲田中学校と新宿中学校の開校に向け、準備を進めているところでございます。

仮校舎、戸山中と東戸山中でございますが、二校の整備を今、夏休みに行ったわけで、また協議会と校歌、校章、標準服、これを協議して準備を進めております。今後、引越すとか閉校式、こんなところを進めているところでございます。

閉校式でございますが、一つめくっていただきますと、日程表を出しておきました。戸塚・大久保地区四中学校の閉校式の日程でございますが、三月五日の土曜日に戸塚第一中学校と大久保中学校の閉校式、また三月十二日の土曜日に東戸山中学校と戸山中学校の閉校式が行われるということになっております。

一部、二部に関しては学校が主催で、三部に関しましては地域、同窓会、PTAが主催いたします。三部に関しましては、区の広報紙、二月五日号で一般の人にもお知らせするというところでございます。

次に、適正配置協議会との協議の報告でございますが、今年度、これまでに適正配置の部会が2つありますが、全体会は三回、各部会それぞれ四回で合わせると十一回開催してまいりました。協議内容は、校歌、校章、標準服または新校のコンセプト等を中心にいろいろ候補に関することを協議してまいりました。

きょうの報告でございますが、新宿区立西早稲田中学校の校章と標準服についてでございます。

本当は、校歌も報告したかったんですが、西早稲田中学校部会、一月二十七日、前回やったときに、校歌に関しましては再度調整ということがちょっと入ってしまいましたので、本日は報告できないところでございます。

ちなみに、西早稲田中学校の校歌につきましては、井上信平さんという戸山中学校のOBの方に作詞作曲を依頼しているところでございます。井上さんはアメリカでジャズ活動が長く、日本のジャズの第一人者として活躍しているところでございます。

本日報告できるのは、校章、標準服の協議の結果でございます。

資料二のところを見ていただきまして、そのエンジ色のやつをめぐって中を見ていただきますと、その左のページに校章、これは学校の象徴であるペンと鳥の形を形どって丸くしたものと。イメージカラーはエンジ色を使っているわけでございます。

その下が標準服でございます。左に生徒が着ている形でスーツ系の標準服と夏の標準服ということで標準服がでございます。

また、せっかくですから、その右のページの下の方には、移動教室の写真がございませうが、これは両校が共同で主催したもので、かなりの人数が集まって移動教室を戸一中と戸山中と一緒に撮った写真でございます。

次に、新宿区立新宿中学校の方のこちらは校歌、校章、標準服、さっきの一月三十一日に新宿中学校部会で校歌も承認されまして、三つが整ったということでございます。

なお、各項目、協議会での協議が調いまして、この結果に基づいて新校の学校長が決定するという形になりますが、基本的にはこういう形で決定されるということでございます。それで新宿中学校の校歌でございます。エンジのパンフレットの次のページでございます。

校歌につきましては、作詩を金澤智恵子さんに依頼しました。そこに書いてあるような校歌、「緑あふれる高台の」ということでも読んでいいんですが、ちょっと時間もありますので、なお次のページに橋本祥路さんの作曲の譜面もつけておきました。これに関しましては、現東戸山中学校のプラスバンドの生徒に歌ってもらいましたので、それを後でちょっと説明終わってからきょうお聞かせしたいと思います。

作詞家の金澤さんは公立中学校の音楽の専任教師として在職していたときから、詩人、作詞家として合唱曲を多く手がけてきて、全国の合唱の指導ですとか、合唱コンクールの審査員ですとかで活躍されておりました。

橋本祥路さんは、金澤さんと組んでいるいろいろな曲を発表しております。二人の代表作としては合唱曲で夜汽車というのが代表曲になっております。

最後でございますが、スケジュールの前に、先ほどの歌の次にあります校章と標準服がパンフレットについておりますので、見ていただければと思います。新宿中学校の校章はつつじと不死鳥ということで、それを重ねてつくってあります。なお、校章につきましては、両校とも同じですが、美術の両校の先生に検討してもらってつくってもらったものでございます。イメージカラーは「緑豊か」ということで緑にさせていただきます。

標準服の方は、ここに載せてあるような標準服です。なお、統合記念品ということで、

現在の中学校の一年生、二年生につきましては標準服等を区の方で支給するという事で考えております。

最後にスケジュールでございますが、スケジュール表を見ていただければと思います。

こちらはスケジュールといたしましても、十七年四月に新校が発足しますので、このスケジュールは、今度は新校舎の建設、いよいよ仮校舎で新校は発足するわけでございますが、二十年の四月の新校舎の開校に向けて、このようなスケジュールを進めていくということで、その左にございまいように、地質調査、設計、解体、建設、埋蔵文化財調査、それと補助金申請、いろいろなことがあります、設計がいよいよ十七年度の予算で設計予算等々をとりまして、五月ぐらいからほぼ一年間かけて基本設計、真ん中にVEとございますが、これは設計の評価を行うわけです。VEというのは、バイオ・エンジニアリングということで、設計の評価を行って、それから実施設計に入るとことで、ほぼ一年かけて設計を行うと。

次に解体でございますが、解体は夏を過ぎまして十月ぐらいから解体に着手したい。解体に着手するには、専門的には財産処分という手続を経ないといけないので、その前に基本設計等々ができるいないと解体に着手できないというところでございます。

建設でございますが、建設は十八年度から入ります。建設に入るには、やはり今度は十八年度の予算でとりまして、議会承認を経て、それから補助金を申請したいと思っておりますので、補助金の申請は十七年度の末に事前申請、これも基本設計等々が終わらないと、事前申請ができませんので、そういう基本設計等々をやって、それで事前申請をします。それで、補助金の本申請を十八年五月十六日ぐらいにやりまして、着工許可がないと、今度は建設に着手できないということで、実際に建設に着手できるのは、十八年七月以降というような形になるかと思っております。

それで、西早稲田中学校に関しましては、二十カ月程度、新宿中学校には二十一カ月程度が見込まれると、何とか二十年の四月には新校舎を完成したいというふうなことで考えております。

では、最後に新宿中学校の校歌を聞いてもらって、きれいに説明を終わりたいと思っております。

〔校歌演奏〕

せっかくのしらべの後でございますが、報告の七、新宿区社会教育委員の会議の提言（中間のまとめ）につきまして、御報告を申し上げます。

ピンクの冊子をごらんください。

生涯学習振興課長

表題は、これからの生涯学習振興施策の方向性、社会の変化に対応した社会教育会館の機能と、そのあり方について中間のまとめでございます。これは一月二十八日に、教育長にあてて提出をされたものでございます。

まずこの報告の性格でございますけれども、社会教育委員の会議は、社会教育法第十七条に基づきまして、区が条例設置をしております社会教育委員による会議でございます。その職務は、社会教育に関する計画の立案、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることにあります。これらの職務を行うために必要な研究・調査を行うことなどとなっております。今期の社会教育委員の管理におきましては、この研究・調査活動として、これからの生涯学習振興施策の方向性について、地域の学習資源である社会教育会館と学校施設のあり方を通して検討をしております。

これまで社会の変化に対応した社会教育会館の機能とあり方について審議をしたので、中間のまとめとして作成して報告をするということでございます。

なお、今後、学校施設をあわせて検討して総合的な見地から新宿区の生涯学習、スポーツの振興施策の方向性について提言をしていくということでございます。

報告を教育長が受けましたその日に、議長のコメントとして、今後、区民等の意見をくみ、行政とのすり合わせをして最終提言としていきますと。この報告は成熟していない、まとまっていない状態ですが、とにかく出して互いに学び合うことができればと思っておりますということでございます。

それでは、目次でございます。

本文は、三章構成となっております。

一章で現状と課題、二章で社会教育会館の期待される役割、三章で今後の施策の方向性となっております。

一ページ、「はじめに」をごらんください。

近年来、社会の変化に伴って日本では多くの課題が山積していると、例えばグローバル化の進行に伴う産業の空洞化や景気の低迷等による失業者の増加、少子高齢化による地域社会の活力の低下、あるいは地域の教育力の低下、そしてまたニートと呼ばれる若者層などの増加の問題、そしてまた地域社会にあっては人と人とのつながりによって守られてきた状況が変化をしてきていると。そして、国や自治体に任せておけば、これまでは充実した行政サービスを受けることができると考えられてきたけれども、そこはそうではなくなっていると。

他方、国レベルで地方分権が進められて、自治体の自立的な再編が迫られているとい

う流れのもとで、住民自身が行政と協働しながら課題に取り組む必要が出てきている。これは、地域が主体的に問題を解決するという地方自治の本来あるべき姿に近づく可能性を含んでいると考えるということです。

新宿区には、社会教育会館が七館、一分館設置されていて、人々が集い学び合いながら相互を高める場として重要な役割を果たしてきたけれども、現在、社会教育会館は新たな社会の課題に十分こたえていないというふうに考えられると。そのために、社会教育会館の機能と役割を改めて検証する必要があるというふうに述べています。

そして、個として充実した人生を送る生涯学習は重要だけれども、それと同時に地域の課題をみずからの力で発見し、解決していくための学びが不可欠で、区民自身による参画と運営のための力量の形成は社会教育が担っていくことであると。

この会議では、地域コミュニティを担う主体、さらに次世代を育てていくために、今後生涯学習振興施策はどのような方向性をとるべきか、中間報告としてまとめましたということでございます。

第一章でございます。

第一章は、社会教育会館の現状を中心に述べているのが前半の部分でございます。七館一分館あっていろいろなたくさんの団体が利用しているけれども、利用率はこのところ横ばいであると、その理由としては、やはり利用が生涯学習団体に限られていると、そうした制約が大きな要因となっているのではないかと、また機能的には貸し館のみになっていると、そして地域センターというのが後から新しい施設としてできているわけですけれども、そこでの役割分担が不明確になってしまっていると。また、ここに来る落合社会教育会館の（仮称）落合第二地域センターに統合するというような動きがあるけれども、今後どのような学習に対するニーズが見込まれるのか検討して、それによって施設の更新需要を判断しなければならぬ時期を迎えていると。そして、生涯学習事業としてはレガスが担ってきていて、いろいろな事業をしてきたけれども、それはどちらかといえば、趣味的・一般教養的な内容のものが多くて、多様で高度化した学習ニーズや住民が自治の主体となって住みよい地域をつくっていくような事業は余り実施されてこなかったと。ところが、区内では行政目的のために各部署がさまざまな講座を実施して、生涯学習の手法を取り入れた事業を実施してきていると、その中には部署は異なるのに内容が類似したものも少なからずある。

これからは、施策の総合的な観点から生涯学習的な事業の連携・調整を図りながら、社会教育として特色のある事業を実施していくことが重要だと述べています。

これが前半です。

後半の(二)。地域社会における新たな課題と社会教育会館というところでは、地域社会の課題として、高齢化の進行や団塊の世代の地域会議の課題、それから女性の子育ての問題やあるいは再出発の課題、そして若者が社会関係を結んでいくための支援の課題、それから外国籍の住民が非常にふえている状況の中で、外国人住民の地域参加の促進や日本人の区民との交流を促進していく課題、こうしたものがある中で、社会教育会館はそうした支援にこたえる拠点として専門的なアプローチと緩やかな居場所の提供の両方を実現できる貴重な公的空間と言えるのではないだろうかというふうに述べています。

次に第二章ですが、ここでは社会教育会館の期待される役割ということで、身近な地域の課題を発見・解決し、自分たちの力で自分たちの住む町をつくり上げることのできる担い手を育てることが必要で、そのために社教会館は次のような機能を強化する必要があり、一つに地域コミュニティの自治力を養う学習拠点としての機能、二つ目に地域の生涯学習ネットワークの拠点としての機能、三つ目に情報の集積と発信の拠点としての機能、そういうふうに指摘をしております。

九ページ、第三章、今後の施策の方向性でございます。

まず社会教育行政のこれからの役割として、住民の主体的な参画により、行政とともに協働してさまざまな課題を解決していこうとする協働型社会の実現に向けて、時代が大きく変わろうとしているこのときに、社会教育行政の果たすべき役割は住民の自治能力の形成のための支援をして、新宿区のすべての行政施策を底支えしていくというところにあるのではないかと。

そのために、社教会館は、教育機能を強化する必要があるが、どのようにするかというところが(二)の活性化のところでも述べられているわけですが、一つには拠点施設を設置していく、そこで第二章で述べた三つの機能を果たしていく。そして、それ以外の拠点館とならなかったところについては、利用対象を広げて区民等の多様な学習活動の場として、また行政の縦割りを超えた集会施設として有効活用を図っていく。そして、(三)の生涯学習コーディネーターの役割とありますが、拠点施設となった社教会館においては、コーディネート機能を高める必要があるが、そのためにコーディネーターを置いていくことが必要ではないかということ、さらにまたこのコーディネーターについては、今後本格的な内容の検討をしていく必要があると述べておりまして、さらにまた、子供や市民の自発的な学習参画を促進し協力する学習サポーターも育成していく必

要があると。

こうした人材として注目すべきなのは、団塊の世代や高齢者層であり、また青少年自身が学習のコーディネート役やサポート役を果たす機会を保障することで、社会の担い手として育てていくというふうに述べています。

最後まとめでございますが、行政が担ってきた公共や教育を市民が担う時代になって、そこで問われるのはコミュニティの自治を担う力であると、これからの社会教育の主要な役割はコミュニティ自治の主体の形成をサポートすることにあるのですと。そして、本文で述べたことのエッセンスを記述して、最後、学ぶということは、行動が変わるといふことで、そうした真の学びの模索の中で、私たちのまち新宿がつながりを取り戻して、安心して暮らし次の世代を育てながら年齢を重ねていけるコミュニティへと生まれ変わることが期待できるというふうに結んでおります。

報告、以上でございます。

中央図書館長

それでは、目白大学図書館と新宿区立図書館との相互協力につきまして、御報告を申し上げます。

目白大学につきましては、中落合四丁目にある大学でございますが、従前から目白学園の遺跡、これは区のミニ博物館という事業の中でも連携いたしまして、遺跡の展示を行っているところでございます。

それから、近年におきましては、昨年でございますが、二月にメンタルサポートボランティア制度の覚書の締結がなされている大学でございます。図書館との連携ということで、昨年十月から協議に入りまして、ことしの一月の半ばに一応まとまりましたので、去る一月三十一日に目白大学と新宿区教育委員会におきまして、目白大学図書館と新宿区立図書館との相互協力に関する覚書の締結・調印が行われたところでございます。

この資料の二のところでございますが、目白大学につきましては大変古い大学で、八十年の伝統のある学園だというふうに聞いているところでございます。

大学は、英米文学、心理学の教育に重点を置く大学といたしまして、現在三学部ございますが、人文学部、人間社会学部、経営学部と大学院も備えている大学でございますけれども、大学といたしまして、「主・師・親」を建学の精神とし、さらに育てて送り出すを理念として個性ある人材育成を行っているということでございます。

ちなみに、この「主・師・親」でございますが、学校のホームページによりますと第一には良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長

すると、こういったことが主。二番目には、みずからを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚に物事を学ぶ態度を養う。三番目といたしまして、人がお互いに慈しみはぐくむ場である家庭を大切にし、家族愛、人間愛のとうとさを理解し、実践することと、このような建学の精神があるところでございます。

そういうことでございますが、さらに大学といたしましては、地元の自治体と連携いたしまして、「共生・協働」の地域社会づくりのために、地域社会の発展に寄与することが大変重要だというような考え方を双方が共有し、その具体化をさらに図ることとしたというものでございます。

今回は、大学図書館が、地域社会にとりましても知的財産であるという視点に立ちまして、大学図書館を区民に開放し、区立図書館との相互協力を行うというものでございます。

協力の内容でございますが、基本的には昨年の一月からスタートしております、東京富士大学との図書館連携と同じ内容でございます。

それでは申し上げます。

本年の四月十五日から次のとおり相互協力を行うというものでございます。大学図書館といたしましては、現在、約十五万冊の書籍があるわけでございますが、新宿区民、満二十歳以上の社会人を対象といたしまして、研究テーマなどを持つ方に年間登録料三千円を大学に納めることによりまして、大学図書館の利用及び図書の貸し出し等のサービスを提供するというものでございます。

区立図書館といたしましては、大学図書館が求める区立図書館所蔵の郷土資料、地域資料等の貸し出しにこたえようというものでございます。

次のページでございますが、裏面をごらんください。

大学図書館の利用資格でございますが、次の条件を満たす方ということでございます。新宿区内に住所がある満二十歳以上の社会人の方、それから二番目に、新宿区立図書館の利用登録がある方、それから三番目に、特定の研究テーマ等、調査事項を持つ方であるということ、いわゆる、場所がほしい、勉強の場所がほしい、場所だけ空間がほしいということではなくて、ちゃんとそういったテーマを持ってということでございます。

利用手続でございますけれども、区立図書館（中央図書館並びに西落合図書館）に大学所定の利用申込書を用意いたしまして、ここに必要事項を記載し、顔写真等をはりつけまして住所、年齢等を証明する書類を添付して申し込むということでございます。

区立図書館では、登録者であるかどうかということなどにつきまして確認いたしましたので、その確認を受けた後、大学図書館に行っていたかどうかというものでございます。

三千円につきましては大学側に納めるということでございます。

その段階で、大学図書館といたしまして利用登録証を発行するという事で、あわせて「利用の手引き」を交付しまして、有効期間は登録日から一年という形で当然一年たちまして、更新の希望があればまた再度登録をし直すということになりますが、一年間有効ということでございます。

利用できるサービスでございますが、基本的には学生さんあるいは教職員の方と同じようなサービスということでございまして、利用できる施設は目白大学新宿図書館のみということでございます。埼玉県岩槻にもキャンパスがあるということもございます。ここでは新宿図書館のみということでございます。

館内サービスについては閲覧、蔵書検索、レファレンス、それから館外貸出は図書のみということでございます。複写サービスは一枚十円ということでございます。利用時間はこちらに記載のとおりでございます。

利用方法でございますが、当然、大学図書館でございますので、利用者は大学及び図書館の定める諸事項を遵守すると。利用に当たりましては、大学図書館の館員の指示に従って座席のみの利用はしない。入館時に利用証を提示するなどでございます。

その他、制度運営でございますが、今回三十一日に調印をいたしまして、二月一日には区のホームページでニュースリリースをしております。大学といたしましては、入学試験あるいは卒業の準備また入学式等の準備等々、新学期の準備もこれからありますので、新年度になって四月十五日からということでございますが、三月二十五日号の区の広報におきまして、事前の周知をする予定でございます。その他、制度が発足いたしますと、継続的に問題点等があれば協議をしていこうというものでございます。

次の覚書並びに取扱要領につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。今、説明申し上げた内容が記載されてございます。

以上でございます。

説明が終わりました。報告二について、御質疑のある方はどうぞ。

特になければ、次に報告三について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

御質問がなければ、次に報告四について御質疑のある方はどうぞ。

四谷第三幼稚園と四谷第四幼稚園の人数がちょっとあれですけれども、これは幼保一

木島委員長

櫻井委員

学校運営課長

元化がかなり影響しているところになりますか。
幼保一元化になる前から、この両園はちょっと人数が少なくなっておりまして、今回逆にいいますと幼保一元化の方向で決定したということで、園の存命が成りたったというふうな状況で、従来と変わってございません。

木島教育長
櫻井委員

ほかに御質問がなければ、次に報告五について御質疑のある方はどうぞ。
この延長保育というのは、結局幼稚園、従来の幼稚園の時間が終わってからということとは午後二時から五時ということなんですね。

学校運営課長

各学期におきましては、今おっしゃられたとおり午前の九時から午後二時までが教育時間でございますので、その後ということ午後二時から午後五時までです。

櫻井委員

それから、夏休み等の長期の休業期間については、すべてが預かりの時間となりますので、午前の九時から午後五時という形にさせていただいております。

学校運営課長

それは利用なさる方が新たに保育料等を払うんで、利用しないという方はそのままいい、でもときたま利用したいという方は、どういった計算になるんですか。

これについては、該当の保護者の方にこれからもアンケートをとって、どれくらい需要があるか調べたいと思っておりますが、今、御指摘あったように、月に本当に数日しかいらないんだけれどもとか、給食もそうですが、そういった方にも対応できるように、基本的に預かり保育は一時間単位で御利用ができるように、それはもう一カ月、何日以上使わないとだめだとかいうふうな制限を設けずにやってもらいたいというふうに考えてございます。

木島委員長

つかぬことをお伺いするんですが、愛日幼稚園に関しての事業拡張、これ応募状況で三歳児のところまで愛日幼稚園が横になっているというのは、今、休園中だからこれを利用してということですか。

学校運営課長
木島委員長

愛日幼稚園は三歳がございませんので、四歳、五歳の二年保育の園でございます。

はい、わかりました。

ほかに御質問がなければ、次に報告六について御質疑のある方はどうぞ。

特に御質問がなければ、次に報告七について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告八について御質疑のある方はどうぞ。

木島委員長

教育政策課長

木島委員長

ほかに特に御質問がなければ、本日の日程で報告九、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

本日はございません。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

午後五時三十分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。